五　有機燐化合物	日本産業規格K〇一〇二一四の七・二に定める方法（日本産業規格K〇一〇二一四の七・二・四に定める方法を除く。）
六　六価クロム化合物	別表第一に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下であるときに限り日本産業規格K〇一〇二一三の二十四・三に定める方法（日本産業規格K〇一〇二一三の二十四・三・二及び二十四・三・七に定める方法を除く。）
七　砒素又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二一三の二十に定める方法（ただし、日本産業規格K〇一〇二一三の二十・三・五の操作に定めるよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）
八　シアン化合物	日本産業規格K〇一〇二一二の九に定める方法（日本産業規格K〇一〇二一二の九・二に定める方法を除く。）又は水質環境基準告示付表一に掲げる方法
九　PCB	水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本産業規格K〇〇九三に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち、ヘキサン抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第二に掲げる方法により行うものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行った後の溶液は検定が可能な定量限界が得られる量（例えば二ミリリットル）まで濃縮するものとする。）
一〇　トリクロロエチレン	イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法

五　有機燐化合物	排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表二に掲げる方法）
六　六価クロム化合物	別表第一に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下であるときに限り日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十五・二に定める方法（六十五・二・六に定める方法を除く。）
七　砒素又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十一に定める方法（ただし、六十一の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）
八　シアン化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の三十八に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の三十八・一・一に定める方法を除く。）
九　PCB	水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本産業規格K〇〇九三（二〇〇六）に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち、ヘキサン抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第二に掲げる方法により行うものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行った後の溶液は検定が可能な定量限界が得られる量（例えば二ミリリットル）まで濃縮するものとする。）
一〇　トリクロロエチレン	イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法